

福島県スマートコミュニティ支援事業 補助金募集要項

令和3年6月9日
福島県エネルギー課

「福島県スマートコミュニティ支援事業補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）の規定、及び福島県スマートコミュニティ支援事業補助金交付要綱によるほか、この募集要項の定めるところによる。

1 事業概要

(1) 補助対象事業

市町村等における再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進するため、再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギー設備を導入し、これらが創出するエネルギーを地域で有効活用するスマートコミュニティの構築を検討する上で必要となる、地域のエネルギー需給に関する基礎調査を行う事業。

参考：資源エネルギー庁「スマートコミュニティ」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/smart_community/

(2) 補助対象経費と補助額

ア 補助対象経費

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
業 務 費	業 務 費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		報酬・給料・職員手当	事業を行うために直接必要な職員に対する報酬・給料・職員手当をいい、報酬目的、給与明細、手当の内容、日数及び金額等が分かる資料を添付すること。
		社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員（アルバイト等）に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。

諸謝金	事業を行うために直接必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数分かる資料を添付すること。
会議費	事業を行うために直接必要な会議のための茶菓料。
旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙（許可申請に添付するもの）等をいう。ただし金融機関に対する振込手数料の計上は不可とする。
委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費をいう。
使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な機器・設備及び外部施設等の使用料等（賃借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
その他必要な経費	知事が承認した経費をいう。

イ 補助額と上限
定額（ただし、5,000 千円以内の額）

(3) 補助対象者（ただし、イ又はウの場合には、事業実施区域の市町村との共同申請とすること）

- ア 県内の市町村等
- イ 非営利団体（法人に限る）
- ウ 民間事業者

(4) 採択の条件

以下の事項を含むエネルギー需給に関する調査を行うこと。

- ・ 市町村(又は市町村内の特定地域)における再生可能エネルギー源の整理
- ・ 市町村(又は市町村内の特定地域)におけるエネルギー需要(消費)の把握
- ・ スマートコミュニティの事業モデル検討

(5) 事業期間

交付決定日から令和4年2月28日まで

(6) 事業の着手

交付決定日以降

(7) その他

本事業の実施で得られた成果は、スマートコミュニティ構築に係るマスタープランの策定等、その後の発展的検討の際に有効活用するものとする。

2 申請の方法

(1) 提出種類

次の書類を提出してください。

- ア 交付申請書（様式第1）
 - イ 事業計画書（様式第1の別紙1）
 - ウ 収支予算書（様式第1の別紙2）
 - エ 市町村が策定した再生可能エネルギー導入又はエネルギー利用に関する計画
 - オ その他知事が必要と認める書類
- ※なお、市町村等が民間事業者と共同申請を行う場合は費用負担がわかるよう上記(ウ)収支予算書を作成すること。

(2) 提出先及び提出方法

- ア 提出先
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
福島県企画調整部エネルギー課（担当：荒川）
- イ 提出方法
一般書留又は簡易書留にて郵送すること

(3) 募集期間

令和3年6月9日(水)～令和3年8月25日(月)

- ・ 一次締切：令和3年6月25日(金) 17:00必着
 - ・ 二次締切：令和3年8月25日(水) 17:00必着
- ※予算に達した時点で募集を締め切ります。

3 審査

(1) 審査方法

- ア 企画調整部エネルギー課長は提出された申請書類について、本補助金に関する交付要綱、募集要項に基づき、審査を実施し、予算の範囲内において補助金を交付する採択事業者を決定する。
- イ 必要に応じ、申請者への聞き取り、現地調査等を実施する。

(2) 審査項目

補助対象要件との合致に関する形式審査を行った上で、次の項目について審査を行う。

- ア 事業モデル性
- イ 事業実現性
- ウ 事業採算性
- エ 地域貢献性
- オ 事業体制

(3) 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知する。